

# ホール等利用料金のご案内

令和6年 4月 1日改正

伊那文化会館利用料 区 分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日								
		9:00 ～ 12:30	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	標準一	標準本	標準準	標準準	本本準	本準準	標準準	
大 ホ ー ル	入場料を徴収し ないで利用する場合	平日	39,200	66,600	78,400	105,800	145,000	165,800	94,000	155,100	137,200	134,000	144,600	126,600	116,000
		日曜日、土曜日 及び休日	51,000	83,300	94,100	134,300	177,400	205,600	119,000	191,700	169,200	166,300	180,100	157,600	143,900
	1,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	51,000	86,600	101,900	137,600	188,500	215,600	122,300	201,700	178,300	174,200	188,000	164,600	150,900
		日曜日、土曜日 及び休日	66,200	108,300	122,300	174,500	230,600	267,100	154,600	249,200	220,000	216,200	234,000	204,800	186,900
	1,000円を超え 3,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	62,700	106,600	125,400	169,300	232,000	265,200	150,400	248,300	219,500	214,400	231,300	202,500	185,600
		日曜日、土曜日 及び休日	81,500	133,300	150,500	214,800	283,800	328,800	190,300	306,700	270,700	266,100	288,100	252,100	230,100
	3,000円を超え 5,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	74,500	126,600	149,000	201,100	275,600	315,100	178,700	294,900	260,700	254,700	274,800	240,600	220,500
		日曜日、土曜日 及び休日	96,800	158,300	178,800	255,100	337,100	390,500	226,000	364,300	321,600	316,000	342,200	299,400	273,300
	5,000円を超える 入場料を徴収して 利用する場合	平日	90,200	153,300	180,300	243,500	333,600	381,400	216,400	357,000	315,600	308,300	332,700	291,300	266,900
		日曜日、土曜日 及び休日	117,200	191,600	216,400	308,800	408,000	472,700	273,600	441,000	389,300	382,600	414,200	362,500	330,800
	入場無料で、営業 として利用する場 合	平日	62,720	106,560	125,440	169,280	232,000	265,280	150,400	248,300	219,500	214,400	231,300	202,600	185,600
		日曜日、土曜日 及び休日	81,600	133,280	150,560	214,880	283,840	328,960	190,400	306,800	270,800	266,200	288,200	252,200	230,200

(単位:円)

区 分		入場料 徴収しない	入場料 1,000円以下	入場料 1,000円超え	入場無料 営業として 利用	
美術 展示 ホー ル	全部を利用する場合 〔午前9時より午後6時まで〕	25,500	33,200	40,800	40,800	
	一部を利用す る場合 〔午前9時より 午後6時まで〕	第1美術展示ホール	9,200	11,900	14,600	14,720
		第2美術展示ホール	6,400	8,400	10,300	10,240
	第3美術展示ホール	9,900	12,900	15,900	15,840	
ブラ ネタ リウ ム	個人	一般	1回について		400	
		小・中学生	1回について		150	
	10人以上の 団体	一般	1人1回について		320	
小・中学生		1人1回について		120		

## 備 考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- ホール又は美術展示ホールを入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- ホール又は美術展示ホールを練習又は準備のために利用する場合の利用料は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合にあっては、5において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- 許可された利用時間を超過して利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間について(1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ)、知事が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 6及び7において算出された利用料に額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 小ホールを美術展示ホールとして展覧会を開催する場合、美術展示ホールに準じた利用料区分を適用する。
- 利用日の前40日を過ぎて大・小ホールの利用がない場合は、リハーサルとして、当該区分に定める額の100分の70に相当する額(100円以下の端数が発生する場合には切り捨てる。)/1時間単位で利用することができる。ただし、正規時間内、舞台は現状のまま、要員配置が可能な範囲とする。なお、付属設備を利用する場合の料金は、区分単位で徴収する。
- 閑散期(4月)の大・小ホールの利用料は当該区分に定める額の100分の80に相当する額とする。ただし、大・小ホール付属設備及び美術展示ホール利用料は割引の対象外とする。
- 利用日の前40日を過ぎて附属ホールの利用がない場合、午前9時から午後5時の間に限り、楽屋を会議室として利用することができる。なお、料金は現行区分とし、利用は半日単位(現行通り、鍵の引渡し、返却も利用時間に含む。)とする。

小 ホ ー ル	入場料を徴収し ないで利用する場合	平日	12,400	21,100	24,800	33,500	45,900	52,500	29,700	49,100	43,400	42,400	45,700	40,000	36,700
		日曜日、土曜日 及び休日	16,100	26,400	29,800	42,500	56,200	65,100	37,600	60,700	53,500	52,600	57,000	49,800	45,500
	1,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	16,100	27,400	32,200	43,500	59,600	68,100	38,600	63,700	56,300	55,000	59,400	52,000	47,600
		日曜日、土曜日 及び休日	21,000	34,300	38,700	55,300	73,000	84,600	49,000	78,900	69,600	68,400	74,100	64,800	59,200
	1,000円を超え 3,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	19,800	33,700	39,700	53,500	73,400	83,900	47,500	78,500	69,400	67,800	73,100	64,000	58,700
		日曜日、土曜日 及び休日	25,800	42,200	47,600	68,000	89,800	104,000	60,200	97,000	85,600	84,200	91,100	79,700	72,800
	3,000円を超え 5,000円以下の 入場料を徴収して 利用する場合	平日	23,600	40,100	47,100	63,700	87,200	99,700	56,600	93,300	82,500	80,600	87,000	76,100	69,700
		日曜日、土曜日 及び休日	30,600	50,100	56,500	80,700	106,600	123,500	71,500	115,200	101,600	99,900	108,200	94,600	86,400
	5,000円を超える 入場料を徴収して 利用する場合	平日	28,500	48,500	57,000	77,000	105,500	120,600	68,400	112,900	99,800	97,500	105,200	92,100	84,400
		日曜日、土曜日 及び休日	37,100	60,600	68,400	97,700	129,000	149,500	86,500	139,400	123,100	121,000	131,000	114,600	104,600
	入場無料で、営業 として利用する場 合	平日	19,840	33,760	39,680	53,600	73,440	84,000	47,600	78,500	69,400	67,800	73,200	64,100	58,800
		日曜日、土曜日 及び休日	25,760	42,240	47,680	68,000	89,920	104,160	60,200	97,100	85,700	84,200	91,200	79,800	72,900

楽 屋	大ホール (1室について)	1号 (ハ・ストイ付)	1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400
		2号,3号	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800
		4号,5号	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
	小ホール (1室について)	6号,7号	900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800